

令和6年度五條市保育料月額表

階層区分	区分の定義		0歳～2歳児クラス月額保育料	
			標準時間	短時間
100 階層	生活保護世帯等		0	0
200 階層	市町村民税非課税世帯		0	0
		内ひとり親家庭等 210 階層	0	0
300 階層		48,600 円未満	15,600	14,600
		内ひとり親家庭等 310 階層	7,200	6,200
400 階層	100・200・210 階層を除く市 町村民税所得	48,600 円以上 97,000 円未満	24,000	23,000
		内ひとり親家庭等で 77,101円未満 410 階層	7,200	6,200
500 階層	100・200・210 階層を除く市 町村民税所得 割課税額が次 の区分に該当 する世帯	97,000 円以上 169,000 円未満	35,600	34,600
600 階層		169,000 円以上 301,000 円未満	48,800	47,800
700 階層		301,000 円以上 397,000 円未満	64,000	63,000
800 階層		397,000 円以上	67,300	66,300

【注意事項】

- ① 令和 6 年 4 月より、保護者の所得や子どもの年齢にかかわらず、生計を一とする子どものうち最年長者を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子以降の保育料を無償化しています。就学等の関係で第1子が別居している場合は、戸籍謄本や健康保険証等の写しの提出をお願いする場合があります。
- ② 階層判定に使用する市町村民税所得割課税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所割額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除を行う前の額となります。
- ③ 父母の年間収入金額の合算額が 103 万円未満の場合は、その他の扶養義務者(家計の主宰者に限る)として児童の祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹などの市民税所得割額を保育料算定に使用します。
- ④ ひとり親家庭等とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯 及び 在宅障害者(児)を有する世帯です。障害者(児)とは、障害手帳(身体・療育・精神)の保持者、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者、特別児童扶養手当の支給対象児です。
- ⑤ 家庭状況が変更になる(ひとり親家庭、離婚調停中など)場合は、各園または子ども未来課まで連絡頂きますようお願いいたします。(保育料等が変更になる場合があります。)
- ⑥ 修正申告等により、税額に変更が生じた場合は、速やかに子ども未来課まで変更後の税資料(修正申告書の控えのコピーなど)をご提出ください。(保育料等が変更になる場合があります。)
- ⑦ 保育料は、4 月分から 8 月分は令和 5 年度の税額、9 月分から 3 月分は令和 6 年度の税額で決定するため、年度の途中で変更となる場合があります。